令和８年10月27日
庁　議　資　料

資料１

（写）

狛江市
下水道課
-8. 9. 24
受付

８下流管経第 188 号
令和８年９月 17 日

狛江市長　松原 俊雄　様

東京都公営企業管理者
下水道局長　　藤橋　知一

多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の
関係市の負担について（照会）

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から流域下水道事業に対し、御支援及び御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、令和５年第一回東京都議会定例会において議決された多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の貴市負担について、別添のとおり改定が必要となりました。

つきましては、下水道法第 31 条の２第２項の規定に基づき意見照会しますので、令和８年 10 月 20 日（火曜日）までに御回答をお願いいたします。

〈別　添〉

多摩川流域下水道　野川処理区の
建設に要する費用の関係市の負担について

令 和 8 年 9 月 17 日
流 域 下 水 道 本 部

内容

1　改定理由

現行の多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の関係市の負担金額は、令和５年第一回東京都議会定例会において議決されたものです。

今後の設備の再構築等に要する費用について、関係市の負担金額の改定が必要となりました。

2　改定内容

（単位：千円）

野川処理区	改定額 （令和９年一定改定）	現行額 （令和５年一定改定）	増（△）減
事業見込み	昭和44年度 ～令和13年度	昭和44年度 ～令和９年度	
武蔵野市	1,162,125	1,095,655	66,470
三鷹市	2,005,107	1,855,776	149,331
府中市	470,699	414,739	55,960
調布市	5,314,557	4,786,699	527,858
小金井市	2,946,259	2,734,720	211,539
狛江市	1,527,561	1,376,670	150,891
市費計	13,426,308	12,264,259	1,162,049

※都議会の議決事項は、太線枠内

参考資料

参考資料１　　下水道法抜粋
参考資料２　　関係市負担金改定内訳及び主な事業内容
参考資料３　　各市負担金額算出方法
参考資料４　　令和５年第一回東京都議会定例会提出議案

参考資料1

下水道法抜粋

（市町村の負担金）

第三十一条の二　第三条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2　前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

参考資料2

関係市負担金改定内訳及び主な事業内容
野川処理区

関係市負担金改定内訳

単位：千円

	現行上限額執行状況		見込額						上限額改定案	差
	現行上限額	8年度末執行予定額	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	計		
	A	B	C	D	E	F	G	H（C～G計）	I(B＋H)	I-A
総事業費	58,655,738	57,521,125	1,850,661	1,591,875	1,090,325	396,149	548,799	5,477,809	62,998,934	4,343,196
国費	32,023,624	30,947,843	947,395	920,003	663,483	241,063	333,953	3,105,897	34,053,740	2,030,116
都費	14,367,855	14,332,930	451,633	335,936	213,421	77,543	107,423	1,185,956	15,518,886	1,151,031
市費	12,264,259	12,240,352	451,633	335,936	213,421	77,543	107,423	1,185,956	13,426,308	1,162,049
武蔵野市	1,095,655	1,093,937	26,332	19,148	12,165	4,420	6,123	68,188	1,162,125	66,470
三鷹市	1,855,776	1,853,740	56,566	43,369	27,553	10,011	13,868	151,367	2,005,107	149,331
府中市	414,739	414,711	20,153	16,394	10,415	3,784	5,242	55,988	470,699	55,960
調布市	4,786,699	4,774,709	206,758	152,381	96,808	35,173	48,728	539,848	5,314,557	527,858
小金井市	2,734,720	2,730,125	82,561	61,107	38,821	14,105	19,540	216,134	2,946,259	211,539
狛江市	1,376,670	1,373,130	59,263	43,537	27,659	10,050	13,922	154,431	1,527,561	150,891

は議決事項

主な事業

施策区分	R9 [2027]	R10 [2028]	R11 [2029]	R12 [2030]	R13 [2031]
再構築	監視制御設備 反応槽機械設備(西)(東) 水処理電気設備再構築(西)(東) 幹線再構築	監視制御設備 反応槽機械設備(西)(東) 水処理電気設備再構築(西)(東)	監視制御設備 反応槽機械設備（西）	監視制御設備 反応槽機械設備（西）	監視制御設備 反応槽機械設備(西)(東) 水処理電気設備再構築(東)
震災対策	発電機棟建設				
エネルギー・地球温暖化対策	汚泥濃縮設備再構築 汚泥脱水設備再構築 汚泥焼却設備再構築 汚泥処理電気設備再構築	汚泥濃縮設備再構築 汚泥脱水設備再構築 汚泥焼却設備再構築 汚泥処理電気設備再構築	汚泥濃縮設備再構築 汚泥脱水設備再構築 汚泥焼却設備再構築 汚泥処理電気設備再構築	汚泥濃縮設備再構築 汚泥焼却設備再構築	汚泥焼却設備再構築

参考資料3

各市負担金額算出方法

1　建設費の都と市の負担割合

管渠建設費については、事業費から国庫補助金を控除した額について、都と関係市がそれぞれ２分の１を負担する。
ただし、野川第二幹線については、事業費から国庫補助金を控除した額について、都が１０分の７、関係市が１０分の３を負担する。
森ヶ崎水再生センター等の区部の下水道施設については、事業費から国庫補助金を控除した額を区部と野川処理区の計画処理水量比等で按分して算出した野川処理区分の額について、都と関係市がそれぞれ２分の１を負担する。

2　関係市間の負担割合

関係市間の合意に基づき定められた建設負担金負担構成比により負担する。

（１）　管渠建設費

区分＼市名		武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
野川第一幹線 調布幹線	計画排除面積（ｈａ）	260	380	60	1,880	730	550	3,860
	負担構成比（%）	6.74	9.84	1.55	48.71	18.91	14.25	100.00
野川第二幹線	計画排除面積（ｈａ）	263	332	－	－	458	－	1,053
	負担構成比（%）	24.98	31.53	－	－	43.49	－	100.00
多摩川幹線 成城排水調整所	計画排除面積（ｈａ）	256	580	219	2,037	817	582	4,491
	負担構成比（%）	5.70	12.91	4.88	45.36	18.19	12.96	100.00

（２）　処理場建設費

区分＼市名		武蔵野市	三鷹市	府中市	調布市	小金井市	狛江市	計
森ヶ崎水再生センター 南部汚泥処理プラント 中防ミキシングプラント	計画処理面積（ｈａ）	256	580	219	2,037	817	582	4,491
	負担構成比（%）	5.70	12.91	4.88	45.36	18.19	12.96	100.00

第九十八号議案

多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の関係市の負担について

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者　東京都知事　小池百合子

多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用の関係市の負担について

東京都が施行する多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用について、関係市の負担すべき金額（平成二十八年三月二十五日議決）を次のとおり改める。

市名	負担金額
武蔵野市	一、〇九五、六五五千円
三鷹市	一、八五五、七七六千円
府中市	四一四、七三九千円
調布市	四、七八六、六九九千円
小金井市	二、七三四、七二〇千円
狛江市	一、三七六、六七〇千円
計	一二、二六四、二五九千円

（提案理由）

多摩川流域下水道野川処理区の建設に要する費用について、関係市の負担すべき金額を改める必要がある。

なお、この議案は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第三十一条の二第二項の規定に基づき、提出するものである。